

逢初川両岸道路接続部等詳細設計業務委託

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、静岡県熱海市役所（以下「委託者」という。）の実施する「逢初川両岸道路接続部等詳細設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、逢初川の両岸道路に接続する市道について、地権者との協議結果を踏まえた設計を行うことを目的とする。

(業務範囲)

第3条 業務の対象は、逢初川両岸の道路に接続する市道7箇所の設計とする。

- ・上流部：2箇所（延長 L=25m）
- ・下流部：5箇所（延長 L=60m）

(業務内容)

第4条 本業務の業務内容は、次の各号に示す通りとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

1. 両岸道路接続部設計（上流部）
地権者との協議結果を反映し、両岸道路の接続部である、市道2箇所について設計を行う。
2. 両岸道路接続部設計（下流部）
地権者との協議結果を反映し、両岸道路の接続部である、市道5箇所について設計を行う。
3. 逆T式擁壁詳細設計 3箇所、プレキャストL型擁壁の割付一般図作成 1箇所
・市道と民地の境に発生する高低差処理の擁壁工の工法検討および断面決定を行うもの。
4. 関係資料作成
・関係資料作成は、警察協議資料、排水関係資料、地権者協議資料の3業務を行う。

(打合せ協議)

第5条 打合せ協議は、業務着手時、各作業中の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

1. 業務着手時

業務計画書等をもとに、設計主旨や設計内容等の打合せを行う。

2. 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは計画案作成時等の区切りにおいて、中間打合せを7回行うことを標準とする。

3. 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

4. 関係機関打合せ協議

・静岡県、警察署、地権者と協議を行う。

5. その他監督員が必要と認めた場合

(資料の提供)

第6条 本業務に必要な資料等は、委託者より受託者へ提供または貸与する。

(成果品)

第7条 成果品は、次に示すとおりとする。なお、提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1. 報告書(A4 版、パイプ式ファイル) | 2 部 |
| 2. 電子データ(CD-R) | 1 式 |
| 3. その他、委託者が必要とするもの | 1 式 |

(疑義)

第8条 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。